



離婚給付契約公正証書

(教育費)

第■条 Aは、Bに対し、Cの教育費として、これを毎月末日限り、Bの指定する金融機関の預金口座に振り込む方法により支払うことを約束する。支払いに要する費用は、Aの負担とする。

- ① Cがやむを得ず休学又は留年した場合など大学・専門学校等の高等教育機関の卒業が平成■■年3月に終了しなかった場合には、その高等教育機関の卒業まで1か月金■万円ずつ。
- ② 平成■■年4月以降、大学院等さらに教育機関への就学を希望した場合には、Cの卒業まで1か月金■万円ずつ。